$\bigcirc$ 経 済 業

環 境産 省省 告 示 第二

フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 及 び 管 理  $\mathcal{O}$ 適 正 化 12 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 成二 + 六 年 環 経 済 境 産 業 省省

令

第

七

命 令 平 成 + 六 年 国厚外内 土生 交労務閣 通働 省省省府、 環農財総

号)

第

条 第

項

及

び

フ

口

ン

類

算

定

漏

え

1

量

等

 $\mathcal{O}$ 

報

告

等

に

関

す

る

林 境水務務 産 防経文法 済部 衛産科務 業学 省省省、、 令第二号) 第二 条 第 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 玉 際 標 準 化 機 構

基 づ き、 環 境 大 臣 及 び 経 済 産 業 大 臣 が 定 8 る 種 類 並 び に フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 種 類 ごと に 地 球  $\mathcal{O}$ 温 暖 化 を ŧ た 5

す 程 度  $\mathcal{O}$ 酸 化 炭 素 に 係 る 当 該 程 度 に 妆 す る 比 を 示 す 数 値 と L て 玉 際 的 に 認  $\Diamond$ 5 n た 知 見 に 基 づ き 環

境 大 臣 及 び 経 済 産 業 大 臣 が 定 8 る 係 数 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 定 め、 平 成 + 八 年 兀 月 日 カン 5 適 用 す る。

な お 亚 成 + 七 年 環 経 済 境 産 業 省 省 告 示 第 五 号 つフ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 及 び 管 理  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に 関 す る 法

 $\mathcal{O}$ 

規

格

八

七

等

12

律 施 行 規 則 第 \_\_\_ 条 第三 項 及  $\mathcal{U}$ フ 口 ン 類 算 定 漏 え 7 量 等  $\mathcal{O}$ 報 告 等 に 関 す る 命 令 第二 条 第 三 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基

づ き、 玉 際 標 進 化 機 構  $\mathcal{O}$ 規 格 八 七 に 基 づ き、 環 境 大 臣 及 び 経 済 産 業 大 臣 が 定 8 る 種 類 並 75 に フ 口 ン

類  $\mathcal{O}$ 種 類 と 12 地 球  $\mathcal{O}$ 温 暖 化 を ŧ た 5 す 程 度  $\mathcal{O}$ 酸 化 炭 素 に 係 る 当 該 程 度 12 対 す る 比 を 示 す 数 値 と 

十八年三月三十一日限り廃止する。

7

玉

際

的

12

認

 $\Diamond$ 

5

n

た

知

見

に

基

づ

き

環

境

大

臣

及

び

経

済

産

業

大

臣

が

定

 $\Diamond$ 

る

係

数

を

定

 $\Diamond$ 

る

件

は

平

成二

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

(フロン類の種類及び係数)

第 条 フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 及 び 管 理  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ

き、 玉 際 標 淮 化 機 構  $\mathcal{O}$ 規 格 八 七 等 12 基 づ き 環 境 大 臣 及 U 経 済 産 業 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 種 類 以 下 告 示

種 類 لح 1 う。 は 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 12 掲 げ る لح お ŋ とし、 フ 口 ン 類 算 定 漏 え 1 量 築  $\mathcal{O}$ 報 告 等 12 関

る 命 令 第 二条 第 三 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 種 類ごとに 地 球  $\mathcal{O}$ 温 暖 化 を ŧ た 5 す 程 度  $\mathcal{O}$ 酸

す

化 炭 素 に 係 る当 該 程 度 12 対 する 比 を 示 す 数 値 とし 7 玉 際 的 に 認 8 5 れ た 知 見 に 基 づ き 環境 大 臣 及 び

経 済 産 業 大 臣 が 定 8 る 係 数 以 下 告 示 係 数 とい う。 は 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 種 類

ごとに そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 右 欄 に 掲 げ る لح お ŋ とす る。 た だ L フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 及 75 管 理  $\mathcal{O}$ 適

正 化 に 関 す る 法 律 平 成 + 三 年 法 律 第 六 + 兀 号。 以 下 法 と 1 う。 第 条 第 項 で 規 定 す る フ

口 ン 類  $\mathcal{O}$ う ち、 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ 5 れ て 1 な 1 物 質 に 0 1 て は 告 示 種 類 は 「そ  $\mathcal{O}$ 他 フ 口 ン 類 لح

し、告示係数は零とみなす。

(混合冷媒の種類及び係数)

第二 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ 5 ず、 特 定 製 品  $\mathcal{O}$ 冷 媒 と L 7 使 用 す る た  $\Diamond$ に 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 撂 げ る 物

質 0) 以 上  $\mathcal{O}$ 種 類  $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ を 混 和 L た 4  $\mathcal{O}$ 及 び 当 該 物 質 を 他  $\mathcal{O}$ 物 質 لح 混 和 L た ŧ  $\mathcal{O}$ 以 下 混 合 冷 媒

と **,** \ う。 に 0 1 7 は 告 示 種 類 は 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る لح お り لح し、 告 示 係 数 は 同 表  $\mathcal{O}$ 

中 欄 12 掲 げ る フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 種 類ごとに . そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 右 欄 に 掲 げ ると お り とする。

附 則

1

法 第 + 九 条 第 項 第六 + 条 第 項 及 び 第 七 + 条 第 項 に 基 づ < 報 告 並 び に 法 第 <u>二</u> 十 条 第 項

に基づく集計に係るこの告示の規定は、平成二十九年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集

計 に . つ ۲, て 適 用 し、 平成二十八 年度に行う報告及び 集 計 に つ ١ ﴿ て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

十九年三月三十一日までは、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例によることができる。 2

法

第

八十

七条

第三号及び

第 四

号に

基づ

く表示に

ついて

は、この

告示

 $\mathcal{O}$ 

規

定

にか

かわ

らず、

平

·成 二

## 表一 (第一条関係)

1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4 7 5 0
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	1 0 9 0 0
3	R-13 (クロロトリフルオロメタン)	1 4 4 0 0
4	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1810
5	R-23 (トリフルオロメタン)	1 4 8 0 0
6	R-32 (ジフルオロメタン)	6 7 5
7	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	6 1 3 0
8	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	1 0 0 0 0
9	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7 3 7 0
1 0	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	7 7
1 1	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	6 0 9
1 2	R-125 (1・1・1・2・2ーペンタフルオロエタン)	3 5 0 0

1 3	R-134a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1 4 3 0
1 4	R-141b (1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン)	7 2 5
1 5	R-142b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	2 3 1 0
1 6	R-143a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4 4 7 0
1 7	R-152a(1・1-ジフルオロエタン)	1 2 4
1 8	$R-227ea(1 \cdot 1 \cdot 1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 3 \cdot 3 - ^ プタフルオロプロパン)$	3 2 2 0
1 9	R-236fa(1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	9810
2 0	R-245fa(1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	1 0 3 0

## 表二 (第二条関係)

1	R - 4 0 1 A	1 1 8 0
2	R - 4 0 1 B	1 2 9 0
3	R - 4 0 1 C	9 3 3

4	R - 4 0 2 A	2790
5	R - 4 0 2 B	2 4 2 0
6	R - 4 0 3 A	1 3 6 0
7	R - 4 0 3 B	1 0 1 0
8	R - 4 0 4 A	3 9 2 0
9	R - 4 0 6 A	1 9 4 0
1 0	R - 4 0 7 A	2 1 1 0
1 1	R - 4 0 7 B	2 8 0 0
1 2	R - 4 0 7 C	1 7 7 0
1 3	R - 4 0 7 D	1 6 3 0
1 4	R — 4 0 7 E	1 5 5 0
1 5	R – 4 0 7 F	1 8 2 0
1 6	R – 4 0 8 A	3 1 5 0

1 7	R - 4 0 9 A	1 5 8 0
1 8	R — 4 0 9 B	1 5 6 0
1 9	R - 4 1 0 A	2 0 9 0
2 0	R - 4 1 0 B	2 2 3 0
2 1	R – 4 1 1 A	1 6 0 0
2 2	R - 4 1 1 B	1 7 1 0
2 3	R - 4 1 2 A	1 8 4 0
2 4	R - 4 1 3 A	1 2 6 0
2 5	R - 4 1 4 A	1 4 8 0
2 6	R - 4 1 4 B	1 3 6 0
2 7	R – 4 1 5 A	1 5 1 0
2 8	R – 4 1 5 B	5 4 6
2 9	R – 4 1 6 A	1 0 8 0

3 0	R - 4 1 7 A	2 3 5 0
3 1	R – 4 1 7 B	3 0 3 0
3 2	R – 4 1 8 A	1 7 4 0
3 3	R – 4 1 9 A	2 9 7 0
3 4	R - 4 2 0 A	1 5 4 0
3 5	R - 4 2 1 A	2 6 3 0
3 6	R - 4 2 1 B	3 1 9 0
3 7	R - 4 2 2 A	3 1 4 0
3 8	R - 4 2 2 B	2 5 3 0
3 9	R – 4 2 2 C	3 0 8 0
4 0	R – 4 2 2 D	2730
4 1	R – 4 2 3 A	2 2 8 0
4 2	R - 4 2 4 A	2 4 4 0

4 3	R - 4 2 5 A	1 5 1 0
4 4	R – 4 2 6 A	1 5 1 0
4 5	R - 4 2 7 A	2 1 4 0
4 6	R – 4 2 8 A	3 6 1 0
4 7	R – 4 2 9 A	1 2
4 8	R - 4 3 0 A	9 4
4 9	R – 4 3 1 A	3 6
5 0	R – 4 3 4 A	3 2 5 0
5 1	R – 4 3 5 A	2 5
5 2	R – 4 3 7 A	1 8 1 0
5 3	R – 4 3 8 A	2 2 6 0
5 4	R – 4 3 9 A	1 9 8 0
5 5	R - 4 4 0 A	1 4 4

5 6	R - 4 4 2 A	1 8 9 0
5 7	R - 5 0 0	8 0 8 0
5 8	R - 5 0 1	4 0 8 0
5 9	R - 5 0 2	4 6 6 0
6 0	R - 5 0 7 A	3 9 9 0
6 1	R - 5 0 8 A	5 7 7 0
6 2	R - 5 0 8 B	6 8 1 0
6 3	R - 5 0 9 A	7 9 6
6 4	R - 5 1 2 A	1 8 9
6 5	その他混合冷媒	混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格
		五一四九/一に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該
		混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒につい
		ては、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る

表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値(一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値)